

「反社会的勢力」との関係絶縁宣言

新大垣証券株式会社

当社は、金融商品取引法に定める第 1 種金融商品取引業者（有価証券関連業）であり、有価証券等取引を業とするものであります。

当社は、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、同指針に定める者との取引を行わないことを宣言します。

なお、取引実施後「反社会的勢力」に該当すると判明したときは、直ちに取引関係等を解消いたします。

また、当社は当該宣言の実効性確保のため、証券警察連絡協議会他の暴力団排除活動に参加いたしております。

- ・ 岐阜県証券警察連絡協議会
- ・ (財) 岐阜県暴力追放推進センター
- ・ 岐阜県警察本部組織犯罪対策課
- ・ 日本証券業協会名古屋地区協会

以 上